

足利市海外友好姉妹都市等交流活動支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市内の海外友好姉妹都市等交流活動の推進に寄与するため、海外を訪問し国際交流活動を行う団体又は高等学校その他の高等教育機関（以下「団体等」という。）に対する奨励金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の種類等)

第2条 奨励金の種類及び内容は、別表に定めるところによる。

(奨励金の交付申請)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体等の代表者は、原則として訪問の日の1か月前までに足利市海外友好姉妹都市等交流活動支援奨励金交付申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付して市長に提出するものとする。

(奨励金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、これを審査し、交付の適否を決定して、足利市海外友好姉妹都市等交流活動支援奨励金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請のあった団体の代表者に通知するものとする。

(奨励金の交付決定の取消及び返還)

第5条 市長は、奨励金の交付決定を受けた団体等又は奨励金の交付を受けた団体等がこの要綱の規定に違反し、又は奨励金交付申請書に記載された内容が事実と異なっていると判明したときは、当該決定を取り消し、又は奨励金の一部若しくは全部の返還を命じることができる。

2 市長は、奨励金の交付決定を受けた団体等又は奨励金の交付を受けた団体等が訪問を行う期間において、外務省が「渡航中止勧告」または「退避勧告」（制度変更の場合は準じるものを含む）を発出しているときは、当該決定を取り消し、又は奨励金の全部の返還を命じることができる。

(実施報告書の提出)

第6条 奨励金の交付を受けた団体等が訪問を終了したときは、終了後1か月以内に足利市海外友好姉妹都市等交流活動実施報告書（別記様式第3号）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 海外姉妹都市等交流事業奨励金交付要綱（平成8年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表（第2条関係）

区 分	海外友好姉妹都市 自主 交流活動支援奨励金	海外友好姉妹都市 友好 姉妹校交流事業支援奨 励金	海外友好姉妹校締結事 業支援奨励金
目 的	済寧市又はスプリング フィールド市を訪問し て当該都市の市民との 交流活動を行い、友好 都市・姉妹都市交流の 進展を図る。	済寧市の友好校又はス プリングフィールド市 の姉妹校を訪問して交 流活動を行い、友好都 市・姉妹都市交流の進 展を図る。	海外友好都市・姉妹都 市以外の地域におい て、友好校・姉妹校締 結のために市内高等学 校で海外派遣団を編成 し、派遣することによ り国際交流の進展を図 る。
対象団体	<p>団体所在地を市内にお き、組織的かつ定例的 に行っている活動実績 が1年以上あり、訪問 する友好都市・姉妹都 市において、当該都市 の市民とスポーツ、芸 術文化、教育その他市 長が適当と認める分野 で交流活動を行う団 体。団体が法人である 場合、市税に滞納がな い団体。ただし、次に 掲げる訪問の場合は、 奨励金の交付対象とし ない。</p> <p>（1）政治活動、宗教 活動又は個人若しく は特定企業の営利を 目的とする団体の訪 問</p>	<p>市内の高等学校、高等 教育機関〔専門学校、 短期大学及び大学〕。 ただし、その他市長が 適当でないと認めた訪 問の場合は、奨励金の 交付対象としない。</p>	<p>市内の高等学校。ただ しその他市長が適当で ないと認めた訪問の場 合は、奨励金の交付対 象としない。</p>

	<p>(2) 学校教育活動として行う訪問</p> <p>(3) 公務、社用等職務に関する訪問</p> <p>(4) その他市長が適当でないと認めた訪問</p>		
団体の訪問人数	当該団体会員5人以上であること。ただし、同一世帯で生活を共にする者が2人以上訪問する場合には、団体の訪問人数の算定に係る人数は1人とみなす。	5人以上で概ねその半数以上が生徒であること。	5人以上で必ず生徒を含んでいること。
交流活動のための交流期間	訪問都市に1泊以上	期間制限なし	期間制限なし
交付限度額	<p>①済寧市 1団体20万円</p> <p>②スプリングフィールド市 1団体40万円</p> <p>*団員の負担総額が交付限度額を下回る場合は、その金額を限度とする。</p>	<p>①済寧市の友好校 1団体20万円</p> <p>②スプリングフィールド市の姉妹校 1団体40万円</p> <p>*団員の負担総額が交付限度額を下回る場合は、その金額を限度とする。</p>	<p>①アジアの地域（済寧市を除く。） 1団体20万円</p> <p>②その他の地域（スプリングフィールド市を除く。） 1団体40万円</p> <p>*団員の負担総額が交付限度額を下回る場合は、その金額を限度とする。</p>
交付制限	各都市に1回限り	各年度に1回限り	各地域に1回限り

その他	<p>(1) 交付団体数については、各年度市長が別に定めるものとする。</p> <p>(2) 訪問に当たっての現地との連絡調整は、市との連携のもとに行われるものであること。</p> <p>(3) その他市長が必要と認める訪問については、市長が別に定めるものとする。</p>	<p>(1) その他市長が必要と認める訪問については、市長が別に定めるものとする。</p>	
-----	--	---	--

年 月 日

足利市長 へ

申請者

団体名 _____

団体代表者 _____

足利市海外友好姉妹都市等交流活動支援奨励金交付申請書

足利市海外友好姉妹都市等交流活動支援奨励金の交付を受けたいので、足利市海外友好姉妹都市等交流活動支援奨励金交付要綱第3条の規定に基づき下記のとおり申請いたします。なお、審査のため、代表者の住民情報及び法人である団体の市税の納入状況等を市が確認することに同意いたします。

記

- 奨励金の種類
- 海外友好姉妹都市 自主交流活動支援奨励金
 - 海外友好姉妹都市 友好姉妹校交流事業支援奨励金
 - 海外友好姉妹校締結事業支援奨励金

団体の活動状況	1 団体名： _____ 2 団体所在地： <u>足利市</u> 3 団体代表者： _____ 4 設立時期： ____年 ____月 5 団体構成人数： ____名（うち生徒人数 ____名） 6 活動内容（詳細に記入）
交流活動の概要	1 訪問都市： _____ 2 訪問人員： ____名（うち生徒人数 ____名）（参加者名簿別添） 3 訪問時期： ____年 ____月 ____日（ ）～ ____年 ____月 ____日（ ） うち訪問都市滞在期間 ____年 ____月 ____日（ ）～ ____年 ____月 ____日（ ） 4 交流相手先： _____ 5 交流活動の内容（具体的に記入） 6 訪問に係る予算： 予算書別添

(注) 添付書類 (1) 代表者本人確認書類の写し (2) 会則等の関係資料
 (3) その他市長が必要と認める書類

※奨励金交付申請書提出時に代表者の本人確認をします。

足利市指令 第 号
年 月 日

様

足利市長

足利市海外友好姉妹都市等交流活動支援奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました足利市海外友好姉妹都市等交流活動支援奨励金については、下記により決定しましたので通知します。

記

1 決 定 交 付 _____円を交付します。

不交付

理由

2 交付条件

- (1) 事業終了後1か月以内に、足利市海外友好姉妹都市等交流活動実施報告書（別記様式第3号）を提出すること。なお、実施報告書には決算書及び訪問時の記録写真等を添付すること。
- (2) 奨励金の交付決定又は交付を受けた団体等が要綱の規定に違反した場合、若しくは奨励金交付申請書に記載された内容が事実と異なっていると判明したときは、奨励金の一部若しくは全部を返還すること。
- (3) 奨励金の交付決定又は交付を受けた団体等が訪問を行う期間において、外務省が「渡航中止勧告」または「退避勧告」（制度変更の場合は準じるものを含む）を発出しているときは、奨励金の全部を返還すること。
- (4) 市長又はその委任を受けた者若しくは足利市監査委員の監査に応じること。

年 月 日

足利市長 へ

訪問団体

団体名 _____

団体代表者 _____

足利市海外友好姉妹都市等交流活動実施報告書

足利市海外友好姉妹都市等交流活動支援奨励金に係る活動を終了したので、足利市海外友好姉妹都市等交流活動支援奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、その結果について下記のとおり報告いたします。

記

- 奨励金の種類
- 海外友好姉妹都市 自主交流活動支援奨励金
 - 海外友好姉妹都市 友好姉妹校交流事業支援奨励金
 - 海外友好姉妹校締結事業支援奨励金

交流活動実施概要	1 訪問都市： _____ 2 訪問人員： _____名（うち生徒数 _____名） 3 訪問時期： 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） うち訪問都市滞在期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） 4 交流相手先： _____ 5 交流活動の状況（具体的に記入） 6 訪問に係る決算： 決算書別添
訪問の所見（感想）	

（注）添付書類 （1）訪問時の写真等の記録